

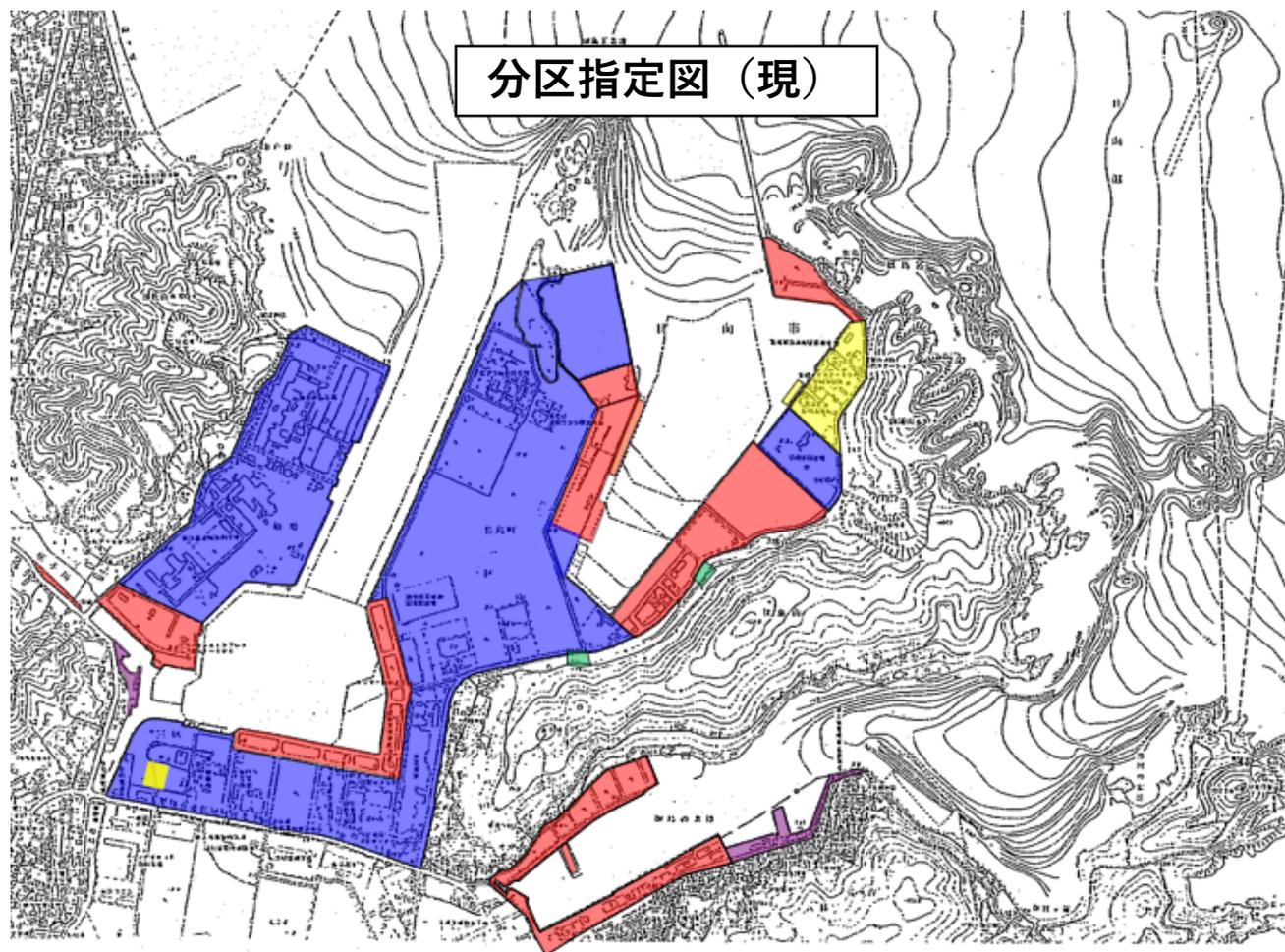
細島港 分区の指定

説明資料

宮崎県 県土整備部 港湾課

分区とは

- 一定の区域ごとに構築物の用途を規制し、無秩序な土地利用の回避と臨港地区(※)内の計画的な土地利用、さらには民間事業者を含めた港湾活動の活性化を誘導するため、港湾管理者が臨港地区内に指定するものである。



凡例	
	工業港区
	商港区
	保安港区
	漁港区
	修景厚生港区

(※) 臨港地区

港湾管理者が港湾の管理運営を円滑に行うために港湾区域(水域)と一体として機能すべき陸域のこと。

分区の種類

➤ 港湾管理者は、臨港地区内において次の各号に掲げる分区を指定することができる。(港湾法第39条第1項)

- | | | |
|---|--------|--|
| 一 | 商港区 | 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域 |
| 二 | 特殊物資港区 | 石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域 |
| 三 | 工業港区 | 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域 |
| 四 | 鉄道連絡港区 | 鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域 |
| 五 | 漁港区 | 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域 |
| 六 | バンカー港区 | 船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域 |
| 七 | 保安港区 | 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域 |
| 八 | マリーナ港区 | スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域 |
| 九 | 修景厚生港区 | その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域 |

分区指定の効果

分区内の規制

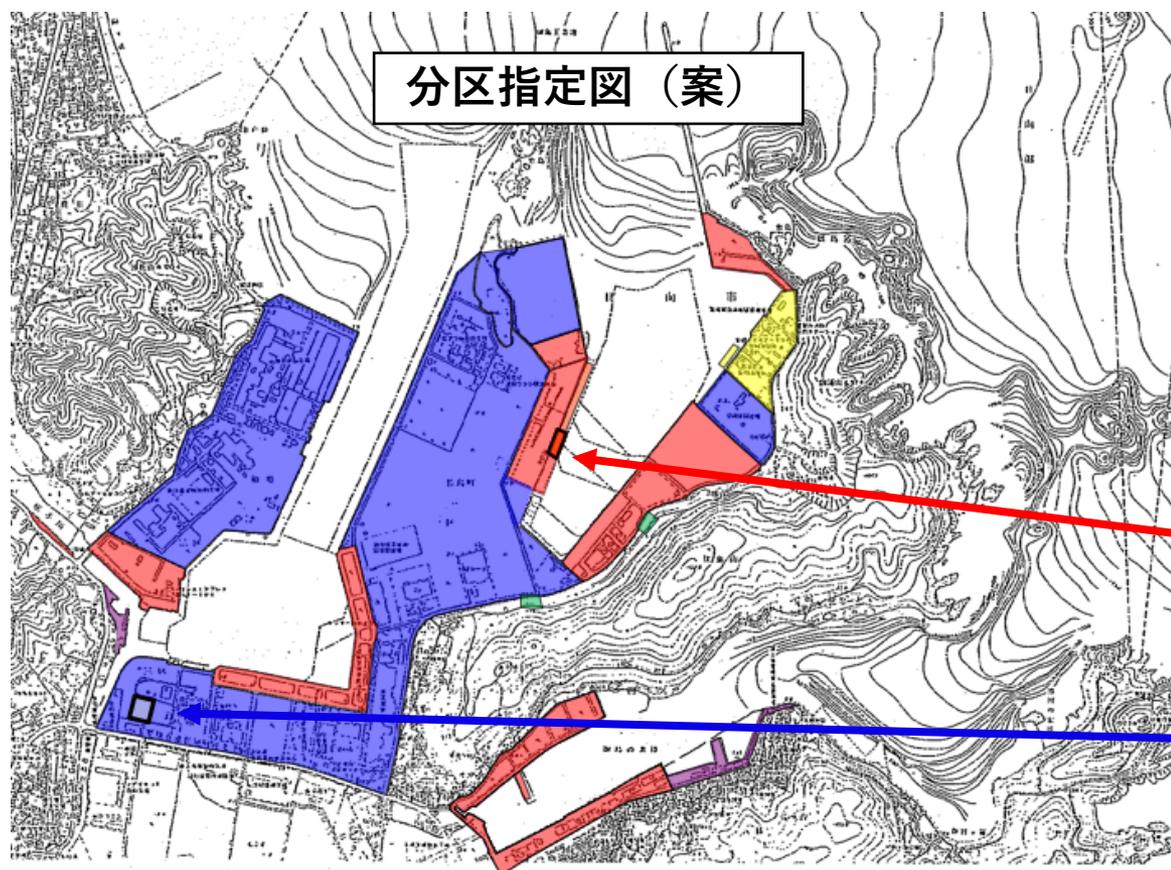
- 分区の区域内においては、
 - 分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であって、条例で定めるものを建設してはならない
 - 建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して、条例で定める構築物としてではない
- （港湾法第40条第1項）

他の法令との関係

- 建築基準法の用途地域等（第48条）及び特別用途地区（第49条）の適用は受けない
- （港湾法第58条第1項）

分区指定及び変更の内容

- ① 令和5年12月に16号岸壁の整備が竣工したことから、今後の供用開始に向け、一般貨物を取り扱わせることを目的とする**商港区に指定**する。
- ② 保安港区に指定していたが、今後、危険物が取り扱われる見込みがなくなったことから、周辺地と一体としての利活用を図るため、**工業港区に変更**する。



凡例	
	工業港区
	商港区
	保安港区
	漁港区
	修景厚生港区

①分区指定

②分区変更

分区指定の手続き

①分区指定

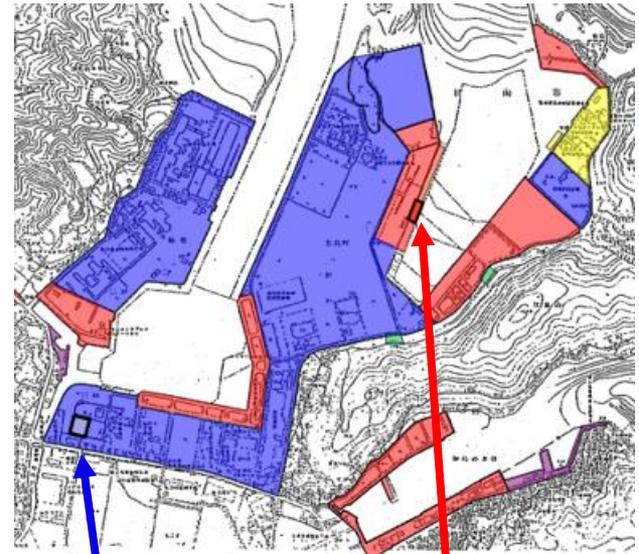
令和7年8月 都市計画法に基づく臨港地区の指定の後(※)、分区の公告及び縦覧を行う。

※ 現在、都市計画部局が臨港地区指定に向け、国との協議や住民への説明等、必要な手続きを進めている。

(臨港地区指定については、平成28年2月の港湾審議会承認いただいている。)

②分区変更

令和6年3月 分区の公告及び縦覧を行う。



②分区変更

①分区指定